

クリーンランド

南佐久環境衛生組合広報紙

2016
第31号

平成28年12月1日

発行者 南佐久環境衛生組合
編集 組合広報委員会
住所 南佐久郡佐久穂町大字宿岩306番地
TEL 0267-86-7710
印刷所 白田活版株式会社

【クリーンランド】

「クリーンランド」とは南佐久の広域が清潔、豊か、衛生的である思いを込めてネーミングされました。



10月に長野市で行われた全国消防操法大会に川上村消防団大深山分団が出場しました。春からの半年間練習してきた成果を存分に発揮し、準優勝(4位)の成績を収めました。



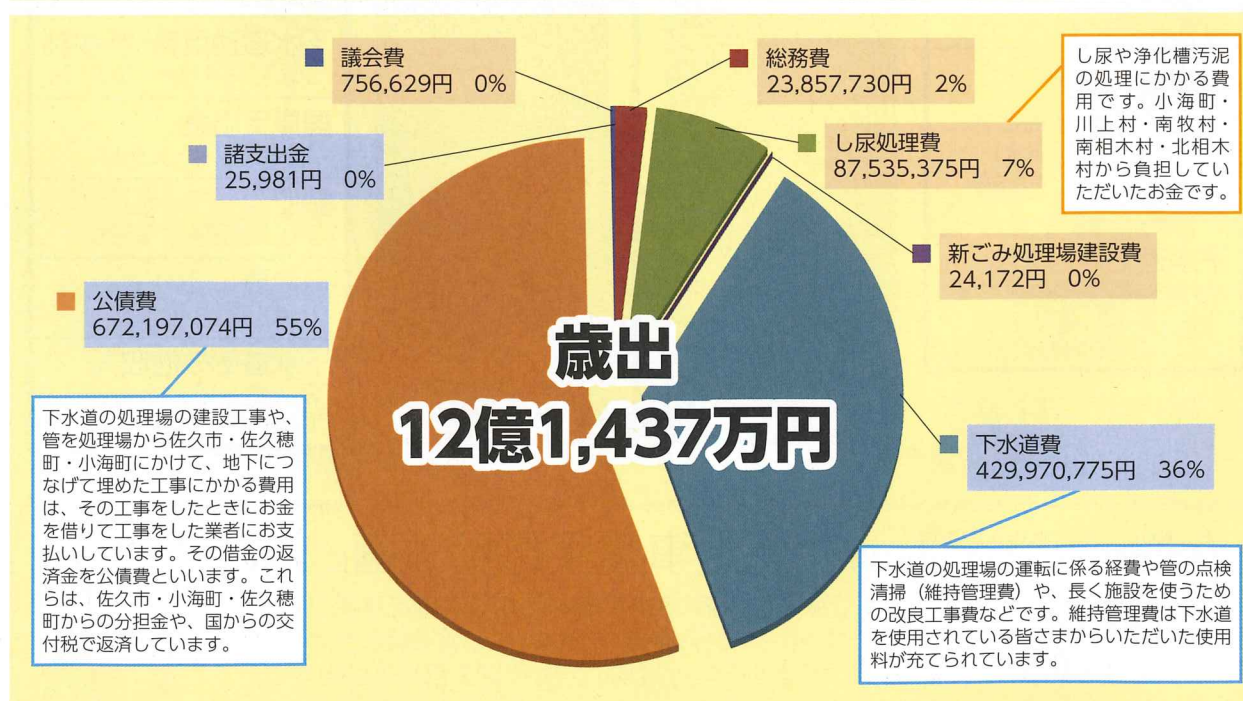
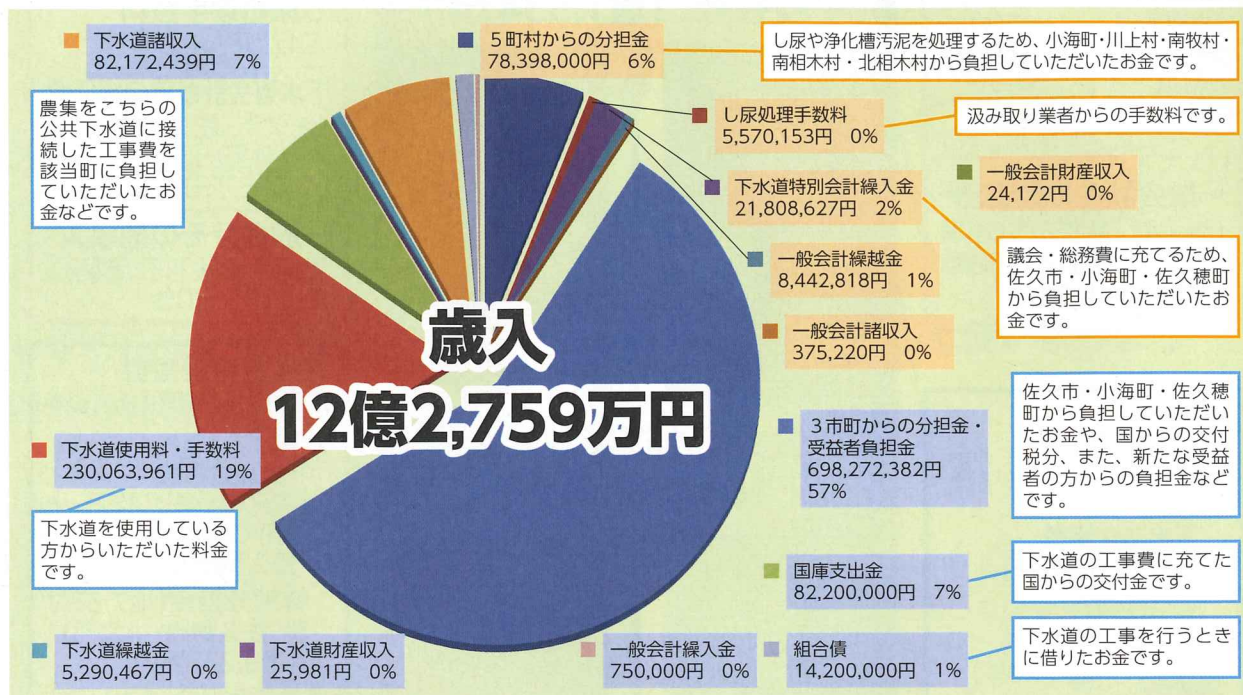
議会報告・汲取業務依頼先	P2
平成27年度の決算	P3
平成28年度の当初予算額	P4
衛生センター・下水道事務所からのお願い	P5～P6

この広報紙は再生紙を使用しています。

平成27年度の決算は

(単位：円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	114,618,990	112,173,906	2,445,084
公共下水道事業特別会計	1,112,975,230	1,102,193,830	10,781,400
組合合計	1,227,594,220	1,214,367,736	13,226,484



※なお、公営企業会計に該当する、南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計は、構成3市町からの分担金（繰入金）によって資金不足が生じなかったため、資金不足比率は該当ありません。

**南佐久環境
衛生組合は**

小海以南5町村のし尿処理

南佐久郡6町村の新しいごみ処理

佐久市・小海町・佐久穂町の公共下水道

を市町村がそれぞれお金を出し合って事業を行っている一部事務組合とよばれる地方公共団体です。
そのため組織は市町村と同様です。

理事者会

組 合 長	佐々木定男 (佐久穂町長)
副組合長	新井 寿一 (小海町長)
副組合長	大村公之助 (南牧村長)
理 事	柳田 清二 (佐久市長)
理 事	藤原 忠彦 (川上村長)
理 事	中島 則保 (南相木村長)
理 事	井出 高明 (北相木村長)

監査委員

代 表 篠原 利樹
(小海町)
議会選出 高見澤俊彦
(南牧村)

職員人事異動

3月31日付
・派遣町（小海町）へ
公共下水道事務所
鷹野 雄司
4月1日付
・小海町から派遣
公共下水道事務所
倉根 功太郎

この1年の議会報告

2月19日 ・ **28年第1回議会定例会**
平成27年度補正予算 2件 《原案可決》
平成28年度当初予算 2件 《原案可決》

7月25日 ・ **28年第1回議会臨時会** **4ページをご覧ください**
監査委員の選任同意 《原案同意》
平成28年度下水道会計補正予算 《原案可決》

10月14日 ・ **28年第2回議会定例会** **3ページをご覧ください**
平成27年度決算認定 2件 《原案認定》
平成27年度資金不足比率報告
平成28年度補正予算 2件 《原案可決》

わたしたちが審議しています

[illegible]

汲取業務はどこへ依頼するの？

し尿の汲取、浄化槽の清掃に関するお問い合わせは、下記業者までお願いします。

川上村・南牧村地区

(株)トーシン TEL96-2544

小海町・南相木村・北相木村地区

(有)小海環境サービス TEL92-2188

佐久穂町(旧佐久町)、佐久市入沢地区

(有)東信環境衛生社 TEL82-3651

佐久穂町(旧八千穂)地区

(有)小海環境サービス TEL92-2188

佐久市入沢地区以外

佐久浄設工業(有) TEL82-2653

衛生センター・下水道事務所からのお願い

食用廃油(天ぷら油等)、調理くずなどは台所などに流さない

フライパンや天ぷらなべを洗うときは廃油を別容器に移し、一度紙などでふき取ってから洗いましょう。

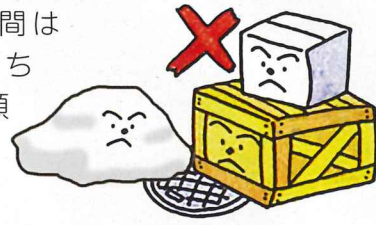
調理くずなどは目の細かい「コーナー」に備えた紙袋などでうけ、流さないようにしましょう。



し尿等汲み取りくちの整理をしましょう

収集作業の支障になるので、汲み取りくちやその周辺に物を置かないなど整理をしましょう。

また、冬期間は汲み取りくちの除雪をお願いします。



トイレにトイレットペーパー等以外の異物を捨てないでください

トイレットペーパー以外の異物(掃除後の雑巾、紙おむつ、生理用品、タワシ、その他ビニール製品)などは、下水をつまらせたり、処理場の処理の妨げになりますので絶対に流さないでください。



浄化槽は正しく使いましょう

- ・排気口及び送気口はふさがないでください。
- ・便器を清掃するときは強い洗剤等を使用しないでください。浄化作用を行っている微生物が死んでしまいます。
- ・浄化槽の機能を低下させるような薬品類(殺虫剤・消毒薬)は使用しないでください。
- ・ばっき方式浄化槽は、機械の運転を絶対に止めないでください。



浄化槽を使用されているみなさんへ!

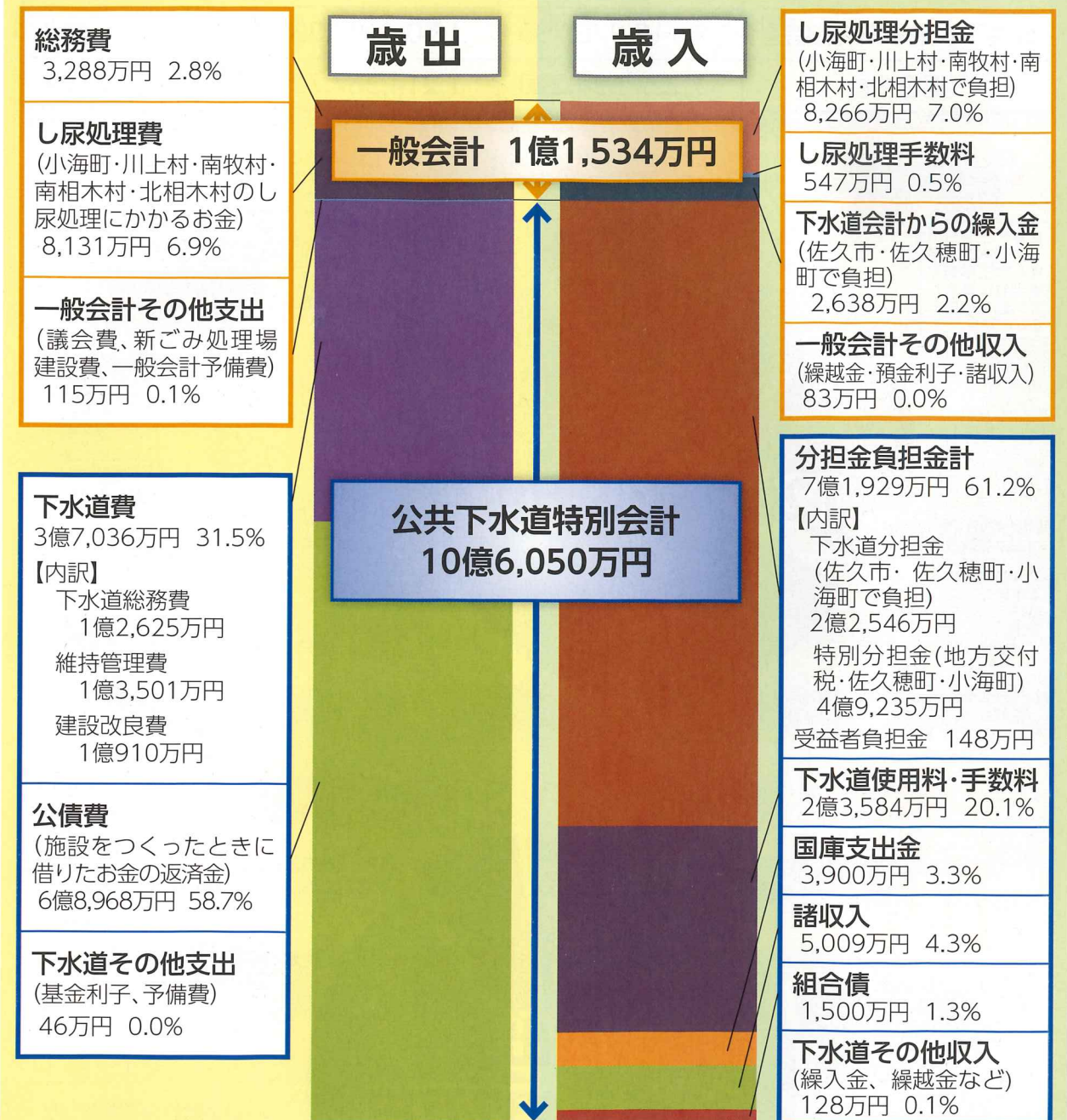
浄化槽の清掃(汚泥引抜)は定期的に行いましょう!!

★浄化槽管理者(浄化槽の所有者、占有者等)は、原則として年1回の浄化槽の清掃(汚泥引抜)が義務付けられています。(浄化槽法第10条1項)

- 浄化槽を長く使用するため
- 環境を守るため(悪臭や水質の悪化等保守点検を行い、定期的に清掃しましょう。)
- 浄化槽の保守点検業者に清掃(汚泥引抜)をすすめられた場合は、先延ばしにせず行うようにしましょう。



平成28年度の当初予算額 組合全体で12億1,968万円



女性の活躍推進に関する特定事業主行動計画について

南佐久環境衛生組合では女性活躍推進法第15条に基づき行動計画を平成28年3月に策定いたしました。この計画では、組合の特殊事情(役場からの派遣職員が半数、新規採用が見込めない、現在正規職員は男性のみなど)がある中、下記の目標と取組を掲げましたので、公表いたします。

- ①臨時職員の採用は女性を優先…目標100%
- ②男性職員の育休取得希望者の取得率100%
- ③配偶者出産休暇取得者1名以上



水洗化のおねがい

豊かな自然をはぐくみ、生命の営みを支える「水」

下水道は、家庭や工場などからの汚水を集め、綺麗にすることにより生活環境を良くし、また、河川の水質を保全するという重要な役割を担っています。公共下水道が使用できるようになった区域では、汲み取り便所は3年以内に水洗トイレに、また、トイレ・台所・風呂などからの汚水は、1年以内に公共下水道に流すよう義務付けられています。大切な水を守り、貴重な財産として未来に伝えるためにも、私たちの生活雑排水を綺麗にする下水道への接続をお願いします。

Q. 水洗化をしたいけれどどうすればいいの？

A. まずは、お近くの「指定工事店」へご連絡をお願いします。

指定工事店がわからない場合は、当組合へご連絡下さい。

転入・転出・使用者変更をされる方はご連絡を！

- 当組合の管理する下水道区域内で、転入・転出・使用者変更をされる場合には、各種お手続きをしていただく必要がありますので、速やかに当組合へご連絡いただきますよう、ご協力の程宜しくお願いいたします。

料金の納め忘れはありませんか？

- 下水道受益者負担金・下水道使用料は、健全な下水道事業を継続的に運営するため、その利益を受ける全ての皆さんが、公平に負担をしていただく必要のある大切な料金です。

納付方法や料金に関するご相談は…

- 納付方法や、料金に関するご相談はいつでもお気軽にお問い合わせください。尚、納付の方法については、便利で安全な口座振替を推奨しています。お手続きは随時受け付けていますので、併せて、宜しくお願いいたします。

下水道管へ雨水を流さないで下さい！

- 雨水は、汚水と一緒に下水道管へ流すことは出来ません。雨水を汚水ますに接続すると、汚水管が能力不足になり下水があふれる原因となりますので、お止め下さい。

お問い合わせ先

- ここに記載した以外にも、下水道に関するご不明な点・ご相談等ありましたら、**南佐久環境衛生組合公共下水道事務所【TEL 86-7710】**

までお問い合わせください。